

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日とさせていただきます)

## 目 次

- ◇告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)  
土地改良事業の認可(農村整備課)  
土地改良事業の工事の完了(〃)  
保安林の指定予定(造林課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇教委告示 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項(教職員課)
- ◇企業告示 収納取扱金融機関の指定の一部改正(総務課)
- ◇公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者(衛生課)

## 告 示

鳥取県告示第九百四十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定にする臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査場 所	家畜の種類
昭和六十二年十二月二十五日午 後一時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

### 鳥取県告示第九百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町土地改良区が行う土地改良事業(非補助事業山上地区維持管理)を昭和六十二年十一月三十日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業中山地区ほ場整備	昭和六十二年三月三十日

鳥取県告示第九百四十五号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字東浜一四六〇の二、一四六〇の八一、一四六〇の八五、二二二一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百四十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十二年十二月七日から施行する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

米子支店	米子市西福原
------	--------

を  
に改める。

米子支店	米子市西福原
皆生通支店	米子市東福原

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十二号

昭和六十三年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和六十二年十二月四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和六十三年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約六十人

二 応募資格

昭和五十八年四月二日から昭和五十九年四月一日までに出生した幼児

三 募集期間及び受付時間

1 募集期間 昭和六十二年十二月十七日(木)及び同月十八日(金)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、募集期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならぬ。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の

保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和六十二年十二月七日(月)から同月十二日(土)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園許可者を決定する。

七 抽選の期日及び場所

1 期日 昭和六十二年十二月二十四日(木) 九時

2 場所 県立久松幼稚園

八 入園許可者の発表

昭和六十二年十二月二十四日(木) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 その他

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話〇八五七一一三—三二五二)に問い合わせること。

### 企 業 告 示

鳥取県企業告示第一号



久 幸 美 彦 幸 郎  
 治 英 鈴 昌 雅 利  
 本 柑 口 妻 藤 村  
 岸 美 野 朝 伊 木  
 剛 之 郎 子 郎 司  
 秀 一 英 八  
 邊 木 垣 宮 橋 田  
 渡 青 桑 二 高 今  
 朗 正 男 人 子 勉  
 泰 幸 明 秀  
 立 林 岡 田 村  
 足 中 吉 松 板 中